

### ① 民間賃貸住宅等家賃への支援

#### (1) 対象世帯

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯。

なお、県内避難者については、妊婦・子ども世帯、避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第1、2級）のため避難先の特定の病院での治療を必要とする世帯を対象とする。

○避難指示区域からの避難世帯、原子力損害賠償（住居確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯は支援対象外。

○一定条件（手狭、家賃が低廉な住宅への転居）のもとで現在居住している都道府県内（県内は避難先の市町村内、東京都・神奈川県・埼玉県への避難世帯は、関東地方内）で転居する世帯も対象とする。

#### (2) 収入要件

基準額「月額所得21万4,000円以下」の世帯を対象とする。

○母子避難など二重生活世帯については「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取り扱う。

#### (3) 対象期間

平成29年1月分から平成31年3月分まで。

○制度を公表した平成27年12月25日以降の賃貸借契約を対象とする。

#### (4) 補助率、補助額

○平成29年1月～平成30年3月分 家賃等の2分の1 一月当たり最大3万円

○平成30年4月～平成31年3月分 家賃等の3分の1 一月当たり最大2万円

○住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助 定額10万円

<①民間賃貸住宅等家賃への支援に関するお問い合わせ先（通話料無料）>

福島県民賃等補助金事務センター 0800-800-0218、0800-800-0261、0800-800-0273

### ② 住宅確保等への取組

#### (1) 公営住宅等の確保に向けた取組

応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先的な入居や、空き住戸の活用による支援を進める。

##### [福島県県営住宅]

○子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者のうち応急仮設住宅等の入居者を対象に新たな優先枠を設け、中通りの住宅を中心に170戸提供。

##### [県外の公営住宅等]

○子ども・被災者支援法に基づく優先入居や独自支援を要請。

取組事例：東京都300戸、埼玉県150戸、新潟県80戸、神奈川県70戸など

いずれも有償での入居となります。

#### [雇用促進住宅]

○東日本の一部の空き住戸（約400戸）について、新たな入居先として提供。

※雇用促進住宅の入居者資格を満たす必要あり。

#### [UR賃貸住宅]

○①の対象世帯について、新規入居申込時の資格要件を緩和し、基準月収額算定方法の特例を設定。

#### (2) 意向調査等の実施

○郵送調査（平成28年1月）

○戸別訪問（平成28年5月～平成29年2月）

#### (3) 避難者住宅確保・移転サポート事業(平成29年1月～)

○県内の自力で賃貸住宅が見つからない世帯や保証人の確保が困難な世帯等を訪問し、不動産会社への付き添いや、諸手続きに係る支援を行う。

#### <その他のお問い合わせ先>

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル  
0120-303-059

### ③ 移転費用の支援

#### ○福島県ふるさと住宅移転補助金

平成27年12月14日受付開始。

<対象世帯>

県内外の応急仮設住宅等から県内（県内避難世帯は避難元市町村）の自宅等へ移転した世帯。

※平成29年3月末までに完了する移転が対象。

<補助額> ( )内は単身世帯

県外からの移転 10万円（5万円）

県内からの移転 5万円（3万円）